

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年5月28日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時58分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第2回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市介護保険に関することについて (介護保険課)
- ② 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて (幼児教育課)
- ③ 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することについて (幼児教育課)
- ④ 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事について (歴史文化財課)
- ⑤ 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することについて (放課後児童課)

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉総務課長	堀江博之君
介護保険課長	荻沼学君		
保健医療部長	大曾根明子君	保健所長	土井幹雄君
保健所参事兼保健予防課長	小林秀一郎君	保健総務課長	小林かおり君
教育長	志田晴美君	教育部長	増子孝伸君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
教育企画課長

三宅修君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
幼児教育課長

鈴木功君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
歴史文化財
課長

白石嘉亮君

放課後児童
課長

大和敦子君

6 事務局職員出席者

法制調査係長

富岡淳君

書記

昆節夫君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日も引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策といたしまして、執行部の出席は、各部長及び各部筆頭課長並びに報告事項の関係課長として、最小限にとどめるとともに、出席者は原則マスク着用としておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、委員会の会議時間の短縮を図るため、スムーズな議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は5件でございますが、いずれも第2回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、水戸市介護保険に関することについて、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 それでは、水戸市介護保険に関することにつきまして、介護保険課提出の資料により御説明させていただきます。

初めに、1、改正理由につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置を拡充するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

(1)保険料の軽減対象年度は、令和2年度分の保険料でございまして、(2)保険料の軽減対象者等につきましては、住民税非課税世帯にある方の年額保険料を御覧の表のとおり軽減するものでございます。

具体的な軽減の内容につきましては、ページを返していただきまして2ページにて御説明いたします。

初めに、一番上の1、介護保険料基準額に対する割合でございますが、今回軽減拡大の対象となる保険料段階は全12段階のうち第1段階から第3段階の方でございます。これらの保険料段階の本来の介護保険料基準額、年額7万800円でございますが、これに対する割合は第1段階が0.5、第2第3段階が0.75のところを、平成27年から30年度は第1段階のみ0.45と軽減し、令和元年度におきましては昨年の6月定例会において議決いただきましたとおり、それぞれ0.375、0.625、0.725としております。今回令和2年度におきましても、法施行令の改正に伴いまして、第1段階からそれぞれ0.3、0.5、0.7と割合を変更し軽減を拡大するものでございます。

次に、2の保険料段階別介護保険料におきましては、右側の欄に改正後の年額保険料を記載しております。年間の軽減額は、第1段階が5,400円、第2段階が8,880円、第3段階が1,800円の軽減となります。

それでは、もう一度1ページをお願いいたします。

3の施行期日につきましては、令和2年10月1日としております。

また、資料につきましては、3ページに新旧対照表を、4ページに参照条文を記載しておりますので、併

せて御参照願います。

なお、本件につきましては、令和2年第2回定例会に提出を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 続きまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて、御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)といたしまして、家庭的保育事業者は、満3歳で卒園する園児の卒園後の受皿を提供する保育所、幼稚園、または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければなりません。今回、家庭的保育事業者等による保育の提供を受ける満3歳未満の幼児の卒園後の受皿が提供されるよう市長が必要な措置を講ずる場合には、家庭的保育事業者による連携施設の確保を不要とするものでございます。

(2)といたしまして、居宅訪問型保育事業の対象に、母子・父子家庭の保護者の疾病、疲労、環境上の理由等により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加えるものでございます。

(3)といたしまして、保育士としてみなすことのできる職員に准看護師を加えることといたします。

(4)といたしまして、保育需要に対応するため、当分の間、小規模保育事業所A型などの職員配置につきまして、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭及び保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を保育士としてみなすことができる規定を設けるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

参考に、2ページから5ページには新旧対照表を、6ページから8ページには参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましては、令和2年第2回水戸市議会定例会に議案として提出予定ですので、よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 次に、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

鈴木参事兼幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 それでは、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することについて、御説明いたします。

1の改正理由でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、特定地域型保育事業者は満3歳で卒園する園児の卒園後の受皿を提供する保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければなりません。今回、特定教育・保育の提供を受ける満3歳未満の幼児の卒園後の受皿が提供されるよう市長が必要な措置を講ずる場合には、特定地域型保育事業者による連携施設の確保を不要とするものでございます。

3の施行期日は、公布の日といたします。

参考に、2ページから3ページには新旧対照表を、4ページから5ページには参照条文を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本件につきましても、令和2年第2回水戸市議会定例会に議案として提出予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事について、執行部から説明願います。

白石参事兼歴史文化財課長。

○白石教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事につきまして、お手元に配付してございます歴史文化財課提出の資料により御説明いたします。

水戸城二の丸角櫓復元及び土塀整備工事につきましては、平成30年3月の第1回水戸市議会定例会におきまして議決をいただき、工事請負契約を締結し、その後国の特例措置に準じた労務費の変更に伴い、平成31年3月の第1回水戸市議会定例会においても議決をいただき、工事請負の契約変更をしております。

今回は、工事請負契約の金額の変更について、お諮りするものでございます。

資料のうち1の工事名、2の工事場所、3の工事概要、5の契約の相手方は、今までの契約概要を記載しており、変更はございません。4の契約金額につきましては、現契約金額6億2,245万8,000円を4,730万円増額し、6億6,975万8,000円に変更するものでございます。

次に、6の変更理由でございますが、まず(1)の二の丸角櫓につきましては、基礎地盤と周辺部との段差解消のための盛土などや、流土防止のためのL型擁壁、雨水処理のためのU型側溝設置、落雷による建物火災の防止のための避雷針設置などの追加工事を実施するものでございます。

次に、1ページ下段から2ページになりますが、(2)の土塀につきましては、当初の設計後に発見された瓦により、当時の土塀の瓦のふき足の長さが確認されたことにより、土塀にふく瓦の使用枚数が増加するとともに、土塀の基礎地盤と周辺部との段差解消のための盛土などや、のり面崩壊防止のための植生土のう、植生マットの設置などの追加工事を実施するものでございます。

次に、7の添付資料でございますが、3ページには建設位置図、4ページには二の丸角櫓の立面図、5ページには二の丸角櫓周辺盛土範囲、6ページには土塀断面図、7ページには土塀周辺盛土及び植生土のう等範囲の図面を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、今回の請負契約の変更により、令和2年9月7日までの工期は、60日間延期し、令和2年11月6日までを予定しております。

説明につきましては以上でございますが、本件につきましては、令和2年第2回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することについて、執行部から説明願います。

大和放課後児童課長。

○大和放課後児童課長 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することにつきまして、放課後児童課提出資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、放課後児童健全育成事業、本市においては民間学童クラブ及び開放学級でございますが、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る規定の改正が必要となるため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、ページを返していただきまして、新旧対照表を御覧願います。

現行の条例第8条第3項において、放課後児童支援員は都道府県知事または地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の長が行う研修を修了した者と規定しておりますが、右側の改正案の記載のとおり、指定都市の次に中核市を追加するものです。あわせて、放課後児童支援員の認定資格研修についての経過措置期間5年間の終了しましたので、付則の2を削るものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

3ページには参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございますが、本案件につきましては、令和2年第2回水戸市議会定例会に議案として提出をしております。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 以上で、第2回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら、発言願います。

後藤委員。

○後藤委員 何度かお話をいただいているかと思うんですけども、申し訳ありません。分からないところがございまして、特定保育と家庭的保育の違いみたいなのがありましたら。資料で。

○鈴木委員長 特定保育と……

○後藤委員 特定保育と家庭的保育の違いの一覧があったかと思うんですけども、何度も説明はあったはずなんです。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの後藤委員の御質問でございますが、特定保育事業と家庭的保育事業についてなんですけれども、平成27年度の新制度移行に伴いまして、今まで家庭的保育事業というのは保育ママなどを指していたんですけども、その中で内閣の固めた子ども・子育て支援法の中では、特定地域型保育事業の中に家庭的保育事業、今までの保育ママ、そして小規模保育事業、居宅訪問型事業、そういったものが含まれておまして、法律が、家庭的保育事業ですと厚労省、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については内閣府ということで所管が違っているんですけども、内容は同じものです。今回の改正もそうなんですけれども、それぞれの国から省令が来るものですから、その都度改正するような形なので、ちょっとざっくりしたものであれば。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。二の丸角櫓の契約変更について、この内容を積算しているものがあれば、お出しただければありがたい。資料として。

〔「はい、御用意させていただきたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 追加工事についての詳細が分かるものを加えていただきたいと思います。瓦の枚数が増えたとか何だとかというあれです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ただいまの資料請求につきまして、委員会として執行部に対し、提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、次回の委員会に提出をお願いいたします。

それでは、この件については終わります。

この際、御報告いたします。

本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

田口委員。

○田口委員 コロナの関係もやや改善が見られてきたというところでありますけれども、保健所にお聞きします。今検査というのはどのぐらいの数をやられているのか。以前と比べてどうなのかということ。それから、この前の検査機器の購入がありました。あの検査機器というのはいつ頃入るんでしょう。

○鈴木委員長 小林保健予防課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、検査の件数につきましては、5月3日に陽性者が出て以降、5月の1週目あたりまではかなり御相談とか検査の御要望とかが多かったんですが、2週目を過ぎて3週目ぐらいに入ってから検査の数も大分減ってきておりました。相談の件数も大体1日30件ぐらいまで減ってまいりまして、検査のほうも大体1日10件を切るぐらいのペースでやっているという状況でございます。

あと、前回の臨時会の際の補正で通していただきました検査機器につきましては、現在機種調整を進めているところでございまして、もう若干時間がかかるかなと今想定しているところでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 できるだけ早くということをお願いしたいと思いますけれども、あの補正は検査機器の購入に対し全額水戸市が補助するというのか、あるいは何割かというような。全額でしたか、あれ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所参事兼保健予防課長 全額でございます。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

土田委員。

○土田委員 すみません。動物愛護センターのことについてちょっと2点聞きたいんですけども、担当の課長さんがいらっしゃらないので答えられなければ、簡単なことだけ聞きます。

開所して2か月がたちますけれども、この間何頭ぐらいの犬、猫を保護収容し、現在何頭収容しているのかというのが1点。もう一つは、この動物愛護センターに猫の相談をされた市民の方がいて、猫はやらないと冷たく言われたと苦情を受けてしまったんですけども、一応犬、猫の引取り、保護、収容という施設ははずなんですけれども、その辺りの事情というか体制はどうなっているのでしょうか。2点お願いします。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 4月1日にオープンいたしまして、現在の収容の数でございますけれども、犬が4頭。それから猫8頭となっております。猫を収容しないということではなくて、猫も保護しております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。そうしたら一応私のほうでももう少し詳しく確認を取りますけれども、水戸市に飼い主不明の猫の相談をしたら、水戸は犬しかやりませんと誰かに言われたらしいんです。役所の。その点ちょっとしっかりしていただきたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 田口委員の関連なんですけれども、PCRの機械を公的4病院に購入、先ほどお話があったとおりなんですけれども、この前の委員会の話ではこの病院、保健所が管理して保健所から検査をさせていただきますと言って、その病院に振り分けてもらうというお話でした。今後はそのPCRの機械を設置してもらった4病院においては受入れもお願いしていくということはお考えなのか、そうではないのか。

○鈴木委員長 小林保健総務課長。

○小林保健総務課長 ただいまの後藤議員の御質問についてお答えいたします。

公的病院に入れますPCR機器での検査につきましては、基本的には病院で行う手術の前の検査であるとか、救急で受け入れた場合ということで考えておりますけれども、そのほかの検査につきましては、今後公的病院と調整の上、こういった場合を受けていくかというのは決めていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、その術前に入院するに当たって検査を、今回はコロナのPCRになってしまうとは思いますが、コロナのPCRを入院する前に受けてもらって、陰性なのを確認して、それで手術をして入院するという目的で導入したということで、今後またもしかしたら患者さんが増えていくかもしれないときに入院先を確保する目的で、その公的病院にPCRの機械を買ったというわけではないということですか。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 お答え申し上げます。

このPCRの機械そのものは汎用性のある機械を入れることにしております。つまり、コロナだけではな

くてきちんとその地域の基幹病院が呼吸器感染症なり、あるいはほかの感染症に関してもちゃんと診断して対応ができるように。それから、コロナに関しましては、今はちょっと落ち着いておりますけれども、どういう時期にどういう形で入ってくるかということが全く分からない状況でありますので、今後も警戒を続けていく必要があると。

先ほど術前というお話がありましたが、特に基幹病院は救急の患者さんも受け入れておられます。それから、こういった機械を導入するに当たっては、地域の医師会の先生方からの御紹介ですとかそういったところも含めて、現在行政検査だけではなくて保険診療できちんとできるようになっておりますので、そういう観点からもきちんと公的病院がそういう感染症に対しての防御体制をつくるということが肝要だというふうに考えて整備させていただいた次第です。

以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

後藤委員。

○後藤委員 そうしますと、ちゃんと検査体制を整えていくという目的でPCRの機械を導入して、今後は医師会の先生方がその病院に相談して検査をしてもらったりするという目的もあって機械を基幹の公的病院に入れたということなんですけど、お伺いしたいのは、今後はもしコロナの検査で陽性になってどんどん病床数が足りなくなっている場合には——これは茨城県で考えなくてはいけないことなんですけれども、PCRの機械を入れたところにも今後は病床をつくっていくとかそういう話はございますか。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 今御指摘いただいたように、本来感染症のベッドそのものは県が決めるところでありますけれども、この地域においては地域医療の連携という形で、つまり感染症、コロナの患者さんを受け入れてくださっている病院と——しかしコロナの患者さんを受け入れないものを受け入れた病院から流れてきた患者さんあるいは救急の患者さんたちを引き受けるという意味で、きちんとその地域医療を守っている病院、こういった連携の下に患者さんを受け入れる体制を作っているところです。

現実問題として、コロナの患者さんを受け入れた病院が3病院ございますけれども、それ以外の病院では救急の患者さんは全然減っていないし、逆に言うとコロナの患者さんを受け入れたところでは残念ながら患者さんの数が減っている。当然病院で受け入れておりますので、従前のような患者さんの受入れ状況にはならないものですから、それ以外の患者さんを病院できちんと受け入れられなかった患者さんを診ている、そういった地域連携が絶対に必要になってきます。そういう観点でトータルとしての医療システムをつくっていくと、そういう整備を進めているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、ちょっと確認なんですけれども、まずPCR検査が必要かどうかという判断は、今現在は相談センターもしくは水戸の保健所でできるということですか。それとも、相談センターのみで判断しているということですか。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 お答え申し上げます。

現状においては、2通りの経路がございます。1つは、今までと同じように相談センターにまず御相談いただき、それで検査していただく。この場合は、相談センターから帰国者・接触者外来というのをやっていた今までの感染症の指定医療機関にお願いをして、そして検査をしていただくという流れが1つです。

もう一つは、例えば開業医の先生方が、これはやはりコロナの疑いがあるからきちんと検査したほうがよろしいでしょう、この場合は保健所を通す必要はありません。そのまま医療機関あるいは検査のできることを御紹介して、そして民間の検査センターあるいは保険診療の形でやれるところを御紹介して、そこで検査をしていただくと、このような2つの経路があるということでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、一番問題なのは後者のほうで、例えば地域のお医者さんにかかっている方がお見えになって、どうも危ないよというようなお医者さんの判断があったときに、今度の4病院も含めて水戸の保健所も含めて、そういった検査の対象になり得るという考え方でよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 検査の対象になり得ます。ただ、その場合はきちんと前提条件としてこういった患者さんをお送りしますということの連携ができてることが非常に重要なので、その点においてきちんと連携を取っていただくということになっていくと思います。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今何でその件を確認したかと申しますと、北九州等ではまた第2波と言われるようなことになるのかどうか。北海道もそういったことがあって、大変苦慮している状況であります。一方では、ワクチンや抗生剤と申しますか薬が現在のところないわけにありますから、これからも水戸市は10名足らずで大変よかったなとそういうことではございますけれども、しかし人の交流ができればこの2波、3波がどのような大きくなっていくか分からない国の状況があるんだと思うんです。したがって、そういったときに今土井所長さんがおっしゃいましたように地元の医師会、そしてこの医療機関、こういったところの水戸の総合的な医療の力、こういうものを醸成し連絡を密にし、そしてこれに医師会を挙げて立ち向かうとこういうふうな体制が必要なのではないかというふうに思っています。したがって、そういった体制づくりのためには水戸の保健所がやはり中心的な役割になって、そして常にこういった問題が起きたときにどういうふうな流れをつくっていくのか。2波、3波が来なければいいんですけども、いざ来たときの準備として、そういった体制づくりをしっかりとしていくということが大事だと思うんです。

機械を設置してそれが使用されなければ一番いいことなんですけれども、どういうふうになるか分からない状況がございますので、ぜひ水戸の医師会そして基幹医の先生方と、こうなった場合にはこうしようねという、前もっての組織づくりとか緊急体制づくり、こういったものをぜひしていただきたいというふうに思いますが、何か今のところそういったお考えがあるのかないのか。この点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 袴塚委員のほうから御指摘いただきまして、ありがとうございました。

現況の感染症、コロナの状況に関して申し上げますと、やはり第2波、第3波ということが非常に危惧されているところございまして、学者の先生の中にはそれこそひょっとしたらまだ2年、3年続くかもしれないというような、そういうことをおっしゃっている方も当然いらっしゃるわけでありまして、世界的な規模で考えれば当然そういうことであろうというふうに思っております。

御指摘いただきましたように、医療提供体制が非常に残念ながら——我が国においては何とか持ちこたえることはできたものの、むしろ私自身は個人的には運がよかったというふうに思っているわけでありまして、この地域においても運がよかったというふうに思っている次第です。そういう意味では、この与えられた時間をきちんと無駄にしないようにしかるべき体制をつくる。しかるべき体制とは何かというと、地域での感染症対策の底上げを図らなければいけない。それから、医療機関のみならず市民の皆様方含めて感染症に対して、コロナに対しての知識あるいは心構えを含めて、啓発活動をきちんとやっていくと。これは医療機関共々そういった活動をしていくことが、この地域のレベルを上げていくということにつながると思っておりますので、今後ともしっかりと頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 コロナの件は最後にしますけれども、コロナウイルスと共生するというふうなことになるんだと思うんです。したがって、今医療機関で働いている方等については、例えばコロナにかかったというだけで家族含めてネット上で炎上したりということがあって、非常に一生懸命やってるんだけれどもなかなかそれが認められない、そういったことがございます。私はその民度の問題、市民意識のレベルの問題だと思うんです。

他市で市役所の職員さんがかかったけれども、もう退職を余儀なくされたということで、非常に悲劇的な状況も起きていることございますから、私ども委員会といたしましても委員長にお願いをしたいんですが、市長のほうに、コロナウイルスにかかった方々の保護というかそういったものについて、やはり市民意識をさらに向上させるといったことも、2波が来るか来ないか分かりませんが、そういう期間に市民に醸成をしてもらおうということも大事だというふうに思います。市民センターとか6月から再開するわけですから、そういうところも通じてさらにコロナウイルスに対しての市民意識の醸成を——ただ単に出るなということではなくて、かかってしまった方についても迫害や差別がないように、そういった意識の醸成が図れるようなものをひとつ市長のほうにお考えいただいて、そして広報等でお知らせしていただくということを委員会として要望をしていただければ大変ありがたいというふうに思うんですが、委員の皆様のお意見をまとめていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 今袴塚委員さんのほうから本当に大事な点についての御要望というか、市民の皆様に対してしっかりとそういうことが起こらないようにということで本当に貴重なお話がございました。私たち文教福祉委員会といたしましてもそのように市長にしっかりとお願いをしてまいりたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 では副委員長と相談しまして、そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

○袴塚委員 今後藤さんから、学校等でも——万が一家族がかかって、子どもさんの中でそういったことが起きるとまずいので、学校等の配慮についても入れていただきたいという要望がございましたので、私のほうからちょっと付け加えさせていただきました。

○鈴木委員長 皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 じゃあいいですか。すみません。学校がいよいよ再開されます。スケジュールとしては1週間どうのこうの、15日からどうのこうのということがございますけれども、一つはこれまでお休みをしている中で、様々な資料を作って先生方も努力して学力向上に努めてきたと、こういうことについては大変理解をしているところでございますけれども、やはりこの間私の考えではちょっと学力格差ができちゃったのかなという気がしてならないんです。というのは、ほっておいても一生懸命やる子はやるんですけれども、やはりそういう環境があって初めて学習に向かい合うお子さん方もおいでになる。ただ単にパンフレットを配ってそれができていたからよかった、細かいことには私は現状はならないのかなというふうに思っているんですが、そういったところについて、始業に向けて何か今までの4月5月の状況の中で生徒がどのように変わっていったのか。学力についてどのように思って、格差がなければいいんですがそういうものがあるのかなのかという点検業務、こういうことも必要だと思うし、それをフォローする意味での方策がやはり必要だというふうに思うんですが、この辺については何か教育委員会として、今日は総研も来ておりませんが、何かお考えがございますでしょうか。

○鈴木委員長 三宅教育企画課長。

○三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

今日総研が来ておりませんので、ちょっと詳細までは私どものほうからは説明できませんけれども、この間水戸市の場合は4月23日を皮切りに学習状況確認日というのを県内の市町村に先駆けて行ってきております。基本的に週1回、5月半ばから週2回、その後週3回と段階的に増やして各家庭において出しております学習プリントの確認、そういったものを行ってきております。

いよいよこのまま感染状況が落ち着きますと6月8日から全面再開ということで今予定はしておりますけれども、なかなかいきなりフルになるというのも、子どもたちは長期間の休みになっておりますので負担が大きいと考えております。そのため県よりもさらになだらかに、来週は午前中授業を全員でやるとか県が示したモデルよりもよりなだらかな感じでフルにいけるような配慮をしております。また、フルになりまして今のところ夏休みにある程度授業をやらないと追いつかないということがありますので、夏休みの授業を計画しておりますし、特に小学校6年生、中学校3年生は最終学年ですのでそこは学習状況、個人個人に応じて放課後に個別学習を行ったり、補充学習を行ったりできるように学校長会なども検討しているところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 段階的にそういうことが生じないようにやりますよという意味での答弁だったというふうに思

うんですが、一番心配なのは私も過去の経験上、中学1年のときというのは、中学になって新しい授業が増えたりします。そういうときにこの2か月間というのは、物すごく差ができてしまう。そこで最初につまづいてしまうとどうしても中学3年までそれを引きずってしまう。こういう傾向が子どもたちの中であるんだというふうに思うものですから、ぜひそういったところの点検も含めて、やはりもう一度スタートラインに立って、机に座って勉強をするというところからスタートしなければならない部分もあるのかなというふうに思います。ぜひ、このコロナウイルスの期間に育った子どもたちはこんなふうになってしまったよみたいなことがないように、しっかりと段階的に理解度を深められるような、そして理解度がどうも進まないというお子さんについては補習なり何らかの形で、見え隠れしないように努力していただければと思いますので、ぜひ子どもの将来に関わることでございますから、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、生活福祉課でやっている学習支援がありますよね。これについても僕は同じことが言えるんだと思うんです。今まで恐らくやっていない、特にこの方々に該当するお子さん方というのはやはりなかなかそういう機会がないから、いわゆる教育の機会を与えようということでスタートした事業だと思うんです。しかしながら、そういう機会がなかったものですから、それについても6月から再開するんだと思いますが、ぜひそういったことに力を入れて確認をしながら一步一步進めていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。すみません。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません。先ほどの関連で2点聞きたいんですけども、1点がコロナの新しい生活様式と第2波への備えということでちょっとお伺いします。茨城県、水戸市も随分感染者が出ていないので、それは大変いいことだと思うんですけども、これから夏にかけてどんどん気温が上がっていきます。そうすると普通の感染症、流行的な感染症というのは夏はなくなったり、そういったものは発生しないというのが通常なんですけど、どうやらコロナは小康状態というかそういった形で続くと思います。何が聞きたいかといいますと、3密をこれからも避けなくちゃいけないと思うんですけども、これから夏にかけて恐らく外は逆に暑くて感染症は流行しづらい環境になると思うんですけども、屋内に関してはこれから暑くなったら多分窓を閉めて、エアコンも頻繁に強くかけるようになると思うんです。そうすると今よくトイレとかでも、エアクリナーとかも全部使えませんよね。多分あれ拡散するからでしょう。何が言いたいかという、夏は恐らく毎年かなり暑くなっていますので、室内はかなり密閉されるいわゆる3密状態、密ではなくてもエアコンが相当効いている状態の中で新しい生活様式というのはどういうふうに、要は問題がないかどうかというのをちょっとお伺いしたいんですけども、そこについてはどういうふうな見解かというのをまず教えてください。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 御質問いただきありがとうございます。

今御指摘いただいた点、多分ポイントは換気なんだと思います。もちろん暑くなって室内にいれば何もしなければ熱中症の可能性が高まるわけですから、空気を入れ替える換気と同時に熱を外に出すという工夫が求められてきます。御指摘いただいたように、エアコンに頼り過ぎるというのはちょっと考えものだという

ふうに思っています。ただ、どの建物もきちんと窓が開いて十分に換気ができるという状況でもないので、そうするとそれぞれそこで生活していらっしゃる方たちが、どういう風の通り道ができるかとか、換気に対してどういうふうな工夫ができるかとか、御指摘いただいたように例えば扇風機を回すと残念ながら部屋の空気を攪拌してしまうので、もしウイルスがいたとするとそれを散らばしてしまうというようなことも考えられるわけですが、基本的にはまずきちんと自分のいらっしゃる場所を清掃して、そしてその後は空気を入れ替える、この空気を入れ替えた状態で攪拌する分にはこれは問題ないわけですが、そういった工夫をしていただく。これは建物、場所、部屋、そういったところによって全然状況が違いますのでそれぞれが工夫をしていただくといったようなことが必要になってくると思います。

もう一つは個人の防御ということが大切で、なるべくマスクはするということが原則ではあるんですが、例えば小さいお子さんですとかあるいはお年を召した方とか、マスクによってちょっと問題があるというか、十分に呼吸ができない方も中には当然いらっしゃるわけで、特に暑くなってくると熱中症の危険性が高まっていくというふうに言われています。そういうことも含めて、どうしたら暑い夏を乗り切ることができるか、あるいは換気等とのバランスをどうやって取っていくかということは、ただ単に情報としてお示しするだけではなく、実際こういう建物のこういうところはこんなふうに工夫することが必要ですといったようなことを一緒に考えさせていただくというのが我々の仕事だとそんなふうに理解しているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

土井所長に全てを頼むというのも確かにあれだと思うんですけども、最後に言ったところが多分ポイントでして、恐らくこれから数か月間はかなりエアコンに頼って、毎年かなり高温になっていますので、皆さんエアコンの部屋で、それが大きいとか少ないとか環境は違うと思いますけれども、いろんな環境で、いわゆる密閉された空間の中でエアコンを回すような状況が続くと思います。そこにどういうふうな対策が必要かということも、もちろん全て土井所長の判断云々となっても大変かと思うんですけども、とにかく知恵を出してそういったものを市民に提供していく。そういったものがやはりこれから夏に向けて大切じゃないかなと思いますので、ぜひそこはいろいろと悩ましい条件等あるとは思いますが、ぜひそこは積極的に発信していただければというふうに思います。

あともう1点いいですか。すみません、動物愛護の件で聞きたいんですけども、先ほど土田委員も言いましたけれども、先日の新聞報道で、県が殺処分ゼロということで書いてあったのが、これからの殺処分というのはいわゆるカテゴリーを分けるというか、譲渡可能なものを処分する場合にはカウントするけれども、譲渡ができない病気ですとか、譲渡に適さないやむを得ない場合、こういったものはもうカウントしません。で、今回県が言ったのはゼロということはあくまでも譲渡できるやつに関しては殺処分していないということであったと思うんです。まず1点、水戸市動物愛護センターは4月に始まったので、これはもちろん基本県を踏襲していくと思うんですけども、そこはまず踏襲していくかどうかということが1つと、あともう一つがそれを誰が判断するのかということをちょっと教えていただきたいんですけども。

○鈴木委員長 土井所長。

○土井保健所長 動物愛護センターが始まって先ほど数字も述べさせていただきましたけれども、実は残念ながら亡くなってしまった犬、猫も当然いるわけでありまして、それを安楽死といいますかきちんと葬ってさしあげる、その判断は誰がするかと、これは専門の獣医師がきちんと判断しております。で、その上で例えば交通事故で大分ひどいけがを負ってしまってなかなかそれ以上よくなっていかないとか、あるいは具体的には小さな子犬の状態非常に衰弱が激しくて、市民の方から持ってきていただいたんですけどもどうにもならないといったような、そういう身体的な状況でこれはいかんともし難いというものに関してのみ、一応仕方がないという形で対応させていただいております。

以上です。

[「カウントしないということですか」と呼ぶ者あり]

○土井保健所長 そうです。

もちろん数自体は当然把握しているわけでございますけれども、そういうカウントには入らないということです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

専門の獣医師さんが判断するというので、ちょっと気になったのがやはり最近動物愛護の殺処分という問題に関して市民の意識もかなり高くなっているんで、そこに対してやはり行政としても対応していくというのはすごい大事なんだけれども、ただやはりそこにこだわり過ぎると、先ほどカテゴリー分けするとなるとどうしてもこっち側のカテゴリーに入れたがるじゃないかという気がしたんです。目標達成のために。ですから、もちろん先ほど土井所長がおっしゃったみたいにやむを得ない場合というのはしょうがないんですけども、例えば譲渡に適さないといったものがかなり恣意的な判断になる可能性がないのかなと思ったもので、その目標達成のために。そこは、いかに譲渡のほうに力を入れていくかということが今回動物愛護で一番力を入れなくてはいけない場所だと思いますので、ぜひそこにこだわっていただいて、やむを得ないものはもうやむを得ないということで、それはもういいというか、もちろん駄目なんでしょうけれども、現実もあるということやはり踏まえていかないと、どうしてもそっち側に意識が行く気がしてならないので、そこはしっかりと正確な情報を出していただければと思いますので、これも要望としてお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに。

土田委員。

○土田委員 すみません。ちょっと確認で、さっき頭数をお聞きしたんですけれども、今土井先生の話だと亡くなった犬、猫もいるということだったので、収容されたのが何頭で、亡くなったのが何頭で、今現在いるのが何頭という数字がもし分かれば。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 5月26日現在の数でございますけれども、まず収容した数でございます。犬に関しては6頭、それから猫は15頭になります。それで、その中で返還等したものとしまして、犬は2頭、

それから猫は7頭になります。差引きの数が先ほど申し上げました、犬が今いるのが4頭、猫は8頭になります。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、この間水戸で死んだ犬、猫はいないということですよ。

センター収容で死亡したという例はまだないということですか。

○鈴木委員長 大曾根部長。

○大曾根保健医療部長 猫につきまして、交通事故による予後不良が1頭。それから、衰弱による低体温で予後不良が4頭ということで、猫については子猫なんですけれども、5頭は亡くなってしまったという形になります。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午前10時58分 散会